

Tohoku University Cooperative Laboratory Study Program (COLABS-Outbound) 2018-2019
 東北大学自然科学系短期共同研究留学生交流プログラム(COLABS)派遣
 平成30年度 留学生募集要項

I. 募集内容

大学間あるいは部局間の学生交流協定に基づく自然科学系短期共同研究留学生交流プログラム(COLABS)(以下、「本プログラム」という。)の平成30年度留学学生を下記により募集します。

なお、本プログラムによる派遣学生には選考のうえ、原則として独立行政法人日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)の海外留学支援制度(協定派遣)奨学金(派遣先国・地域により月額6～10万円)を支給します。

1. プログラム概要

(1) 留学先大学

原則として、東北大学との間に大学間又は部局間交流協定を締結し、授業料不徴収による学生交流の規定がある機関とする。

➤ 協定校一覧: <http://ie.bureau.tohoku.ac.jp/partners>

※協定の詳細情報や、協定書の閲覧をすることは出来ません

留学先大学等及びCOLABSタイプの決定に際しては、別紙1「申請検討にあたっての留意事項」を参照するとともに、東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と、研究計画(具体的な研究テーマの設定とすすめ方、スケジュール等)や留学希望大学での在籍身分、留学中の居住先等について事前に綿密な打合せを行ってください。

(2) 留学期間

平成30年度中に留学開始し、10日～1年以内 ※期間により条件等が異なる(下表参照)

タイプ		セメスター型	集中型	ワークショップ型
留学期間		1学期相当(最短3ヶ月) ～1年以内 ^{※1}	32日以上 3ヶ月以内	10日以上 31日以内
留学前オリエンテーション		学内選考合格者を対象に、留学1～2ヶ月前に実施(参加必須)		
修了要件 ^{※2}	研修	1セメスターあたり 30ECTS ^{※3} 相当	12ECTS ^{※3} 相当	4ECTS ^{※3} 相当
	研究報告書	A4版30～40頁(英文)	A4版5頁程度(英文)	A4版3頁程度(英文)
	研修発表会	口頭発表	ポスター発表	ポスター発表
	単位認定	本プログラムによる研修について所属部局で単位認定されること ^{※4}		
募集人数		15名	30名	35名
JASSO 奨学金	奨学金枠	11名	22名	27名
	支給上限	12ヶ月分	3ヶ月分	1ヶ月分

※1 原則として、平成30年夏・秋以降で留学希望大学の学年暦と一致します。

※2 修了要件を満たすことができなかった場合、JASSO奨学金の返納を求める場合があります。

※3 ECTS = European Credit Transfer System(欧州単位互換制度)。1ECTS=25時間の修学・研修に相当

※4 本プログラムにおいては、認定される単位数について定めを設けません(単位数の多寡に関わらず認定されれば、要件を満たしたものとします。また「修士研修」の一部に含める等の取扱いでも構いません)。一方で、自身の所属部局における単位認定の定めについては、教務担当教員等に必ず確認してください。

2. 応募から出発までのスケジュール

【例①:「 Semester型」にて平成31年1月留学開始の場合】

～H30年4月	東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と打合せ 学術交流協定に基づく受入れとなるか等について留学生課に確認
H30年5月上旬	所属部局担当係に応募連絡
H30年5月下旬	所属部局担当係に応募書類提出→留学生課へ提出→書類選考
H30年6月上～中旬	面接選考
H30年6月下旬	学内選考合格者決定→留学希望大学への申請→受入許可書の受領(留学の決定)
H30年12月	留学前オリエンテーション
H31年1月	出発

※ Semester型応募者は、原則として、留学希望大学の夏・秋以降の学年暦にあわせ留学開始を平成30年9月以降としてください。また、留学希望大学の申請期限を確認の上、早めの応募書類提出を行ってください。

【例②:「集中型」または「ワークショップ型」にて平成30年7月留学開始の場合】

～H30年3月上旬	東北大学の指導教員及び留学希望大学での指導教員と打合せ
H30年3月中旬	所属部局担当係に応募連絡
H30年3月下旬	所属部局担当係に応募書類提出→留学生課へ提出→書類選考
H30年4月上～中旬	面接選考
H30年4月下旬	学内選考合格者決定→受け入れ指導教員等に、渡航前に必要な手続きを確認
H30年6月	留学前オリエンテーション
H30年7月	出発

II. 応募条件

1. 応募資格

応募資格者は、次の全てを満たす者とする。

- (1) 本学の下記の研究科に所属する博士課程前期及び後期の課程の大学院学生又は本学学部学生で以下の研究科に進学予定(留学時には大学院進学が決定していること)の者。

※6年制課程の学部については、留学時に大学院進学が決定しない5年次以上の学部学生を含む。

対象研究科:

理学研究科、医学系研究科、歯学研究科、薬学研究科、工学研究科、農学研究科、情報科学研究科、生命科学研究科、環境科学研究科、医工学研究科

- (2) 専門分野に関し、留学先大学において研究を行い、高等教育を受けるに十分な英語能力と健康状態を有し、留学による単位を取得できる見込みのある者。
- (3) 上記のプログラム修了要件を満たすとともに、留学期間終了後、本学に戻り学業を継続し、当該課程を修了できる見込みのある者。

2. 応募前の確認事項

- (1) 留学先大学における指導教員へのコンタクト

留学先大学における指導教員へ連絡し、受入についての承諾を得てください(東北大学留学生課が指導教員の手配や問い合わせ等を行うことはできません)。

(2) **学術交流協定に基づく受け入れとなることの確認** ※セメスター型のみ

留学希望大学において、本学との学術交流協定に基づく受け入れとなることを確認してください。

※確認できない場合は、JASSO 奨学金の支給対象外となります。

▶ **大学間学術交流協定校への留学を希望する場合**

下記の注意点に留意した上、早めに留学生課までお問い合わせください。留学生課から、留学希望大学担当者へ問い合わせを行います。なお、問い合わせいただく際に、留学希望大学における指導教員からの受入承諾書を受領済みである場合は、その旨をお知らせください。留学希望大学担当者からの回答が得られ次第、そのメールを留学生課から応募者に転送いたします。このメールは応募書類の一つとして提出いただきますので、保管するようご注意ください。

【大学間協定校に「セメスター型」での留学を希望する場合の注意点】

本プログラム学内選考に合格した後、原則「交換留学生」として留学希望大学に申請する必要があります。本募集要項における第 3 頁 2「応募前の確認事項-(2)学術交流協定に基づく受け入れとなることの確認※セメスター型のみ」、及び第 5 頁 2「授業料 セメスター型で大学間又は部局間交流協定校への留学を希望する場合」の記載は「交換留学生」を前提としています。本学より各協定校に交換留学生として派遣可能な数には限りがあり、平成 29 及び 30 年度の「大学間学術交流協定に基づく派遣交換留学候補者募集」の結果、派遣予定者数が派遣可能数に達した協定校には留学出来ません。

また、交換留学生として希望大学に申請する場合、留学希望大学の設定する申請期限までに申請手続きを終える必要があります。多くの大学において、通常は各学年暦開始月の 5～7 ヶ月程度前に設定されているため、本プログラムへの学内申請は、その申請期限より遅くてもさらに 2 ヶ月前に行う必要があります。

なお、留学希望大学が語学条件等を設定している場合、留学希望大学への申請時までその条件を満たしている必要があります。

▶ **部局間学術交流協定校への留学を希望する場合**

部局間協定校の担当部署への問い合わせについては、所属部局の担当者にご相談ください。

III. 応募方法

1. 応募書類の提出

(1) 応募書類(①～⑥、⑧:全応募者が提出必須。⑦、⑨、⑩:該当者のみ提出)

応募書類等	様式	備考
① 留学生候補者調書	所定	
② 指導教員等の推薦状 ※1	任意	指導教員等の署名(又は記名押印)が必要。
③ 学業成績証明書 (大学入学以降の成績証明書)	-	大学院生は、学部の成績証明書も提出すること。
④ 学業成績評価係数計算表	所定	
⑤ 語学能力証明書の写し	-	
⑥ 受入承諾書の写し	任意	以下の点が記載されていること。 <ul style="list-style-type: none"> ▪ 受入教員の氏名、職名、所属(機関・部署) ▪ 申請者氏名 ▪ 受入期間(年月日)
⑦ 学術交流協定にもとづく受入となることが確認できる文書	任意	※ Semester型応募者のみ。
⑧ COLABS 留学プログラム誓約書	所定	2部作成し、1部を提出し、もう1部は各自保管しておくこと。
⑨ 申立書 ※2	任意	大学間協定校・部局間協定校のいずれでもない大学等を留学先とする場合のみ、提出が必要※4。
⑩ 3者よる覚書 ※3,4	(作成例有)	

※1 学位取得の見込み、及び英語能力についての記載を含む。なお、学位取得の見込みについては、具体的な研究テーマの設定とおすすめ方を留学先の研究室と事前打ち合わせをした状況を考慮した内容を含めること。6年生課程の学部5年次以上の学部学生で、留学時に大学院進学が決定しない者については、「留学先で研究活動に従事するために十分な研究遂行能力を有すること」を推薦状に記載してください。

※2 留学先の機関が、将来、本学(または該当部局)との学術・学生交流をするに値すること、及び今後の交流を期待できることについて、東北大学の指導教員名により、署名入りで作成してください。

※3 受入側・派遣側の両指導教員及び学生の3者において、授業料等が徴収されないことを確認している旨を記載し、3者の署名入りで作成してください。

※4 Semester型において、大学間協定校・部局間協定校のいずれかに、交換留学生以外の在籍身分で留学を希望し、授業料が発生しないよう交渉(留学希望者自身が東北大指導教員の助力のもとに行うもので、留学生課、各部局担当係は関与しません)する場合、本覚書作成例を利用することも可能です。覚書の署名にいった場合、他提出書類とあわせて提出してください。

[様式等ダウンロード]

上表中の所定様式、作成例は、下記ウェブサイトからダウンロードし作成・参照のこと。

➤ <http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/studyabroad/graduate/colabs/application/>

[提出書類作成上の留意事項]

- 提出書類は全て A4 判に統一すること。
- 提出書類一式の原本1部(ホッチキス止めしない)及び写し3部(ホッチキス止めする)の計4部を提出すること。

(2) 応募書類提出方法

所属部局担当係(学部・研究科の教務係又は学科・専攻事務室)まで応募書類を提出してください。

(3) 応募書類提出期限

必ず、所属部局担当係に確認してください。

IV. 選考・結果通知

1. 一次選考：書類選考

留学・研究計画、大学入学以降の学業成績、語学能力等を総合的に評価します。

2. 二次選考：面接選考

研究テーマ(研究概要)についての理解度や語学能力等を総合的に評価します。

第二次選考日時は、第一次選考に合格した者に別途留学生課より通知します。

3. 学内選考の結果通知

第二次選考の終了後、所属部局を通じて結果を通知します。なお、留学前オリエンテーションの日程については、第二次選考に合格した者に別途留学生課より通知します。

V. 留学経費等

1. 経費負担

留学に要する経費は、留学生本人の自己負担とします。

2. 授業料

セメスター型で大学間又は部局間交流協定校への留学を希望する場合：

授業料不徴収条項に基づき、留学先大学からは授業料は徴収されません(一部の協定校を除く)。

上記以外の場合：

留学先大学への授業料が不要であることを、受入教員等を通じて応募者本人が確認する必要があります。

※いずれの場合においても、本学の授業料は納付する必要があるため、留意してください。

3. 奨学金

日本学生支援機構海外留学支援制度による奨学金

- (1) 本プログラムによる留学候補者に選考され、かつ JASSO の定める受給条件を満たしている者には、日本学生支援機構(以下、「JASSO」という。)による、海外留学奨学金を支給します。

奨学金	月額 6～10 万円(留学地域により異なる)
対象者 (①～④の 全てを満 たすこと)	①日本国籍を有する者または日本の永住資格を有する者で、学業、人物ともに特に優秀である者。 ②原則として、前年度の成績評価係数が 2.30 以上の者。 ※前年度の成績評価係数が 2.0 以上 2.30 未満の場合又は前年度の成績が判明していない等により、成績評価係数で表すことができない場合も、奨学金支給対象者として認められる可能性があります。 ③プログラム参加にあたり、他団体等(本学及び派遣先大学等を含む)からプログラム参加のための奨学金を受ける場合、その奨学金(渡航費等及び返済が必要な貸与型奨学金や学資ローンは含まれない。)の支給月額が、JASSO 奨学金による月額の支給を超えない者 ④外務省の「海外安全ホームページ」上の「レベル 2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域(都市)以外に派遣される者。 ※上記①～④の他にも奨学金支給のための条件があります。詳細は所属部局にお問合せください。

- (2) 奨学金の支給回数は支給対象者の派遣期間により異なり。支派遣期間を 31 日ごとに区切って算出します。支給月数は、本要項 1 頁目の表にある各タイプ毎に設定された上限を超えることは出来ません。

【算出の具体例】

派遣日数	支給月数 (支給回数)	派遣日数	支給月数 (支給回数)
8 ～ 31 日	1	187 ～ 217 日	7
32 ～ 62 日	2	218 ～ 248 日	8
63 ～ 93 日	3	249 ～ 279 日	9
94 ～ 124 日	4	280 ～ 310 日	10
125 ～ 155 日	5	311 ～ 341 日	11
156 ～ 186 日	6	342 ～ 365 日	12

- (3) 他の団体等から奨学金等を受給している場合、JASSO 奨学金の定めにより以下の者は受給することができません。

- 日本学術振興会特別研究員
- リーディング大学院奨励金受給者
- トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム採用者

また、本プログラムへの応募に際しては、必ず、応募予定及び受給中の奨学金等のルール(併願、併給の可否や、支給対象となる留学期間、応募・受給資格等)を確認してください。

4. 海外旅行保険

留学中の万一の事故・病気・ケガ等に対応するために、必ず海外旅行保険に加入してください。本プログラム参加者は原則「学生教育研究災害傷害保険付帯海外留学保険」(以下、「付帯海学」という。)に加入の必要があります。付帯海学に加入しない場合であっても『「治療・救援費用」が 3,000 万円以上かつ「出発日から帰国日までを保険期間に含める」という要件を満たす海外旅行保険に加入の必要があります。なお、保険料は留学生本人の自己負担とします。

➤ 付帯海学: http://www.insc.tohoku.ac.jp/japanese/preparing/safety/futai_kaigaku/

VI. その他

1. 合格の取り消し

本学の学内選考に合格しても、次の場合は留学できません。

- ① 留学希望大学等の入学許可が得られなかったとき
- ② 留学希望大学等への応募書類の提出の段階で応募資格を満たす見込みがないとき
- ③ 健康を害し、留学先での修学に困難があるとき
- ④ 留学希望大学等の募集人員が減ったとき
- ⑤ 誓約書【応募書類⑧】に記載された事項を守れないとき
- ⑥ その他、留学が適当でないとき

2. 留学希望大学等における専攻や研究室等

原則として本学の指導及び本人の希望によりますが、留学希望大学等の事情によって、必ずしも希望どおりに実現するとは限りません。応募にあたって、具体的な研究テーマの設定とおすすめ方を、留学先の研究室と事前に打ち合わせておく必要があります。

3. 入学手続き及び渡航手続き等

- (1) 本人の責任により行い、これらに要する費用は本人の負担となります。

- (2) 留学希望国・地域又は機関等によっては、ビザの取得や留学申請等に時間を要することから、希望どおりの留学開始ができない場合があります。
- (3) 学内選考合格後、留学期間に応じ、以下いずれかに基づき電子登録を外務省に対して行うこととなります。
- ▶ 集中・ワークショップ型:学内選考合格の時点で「たびレジ(海外に3ヶ月未満の期間滞在する場合)」に登録
 - ▶ セメスター型:学内選考合格の時点で「たびレジ」に登録。現地渡航の後、住所が定まり次第、すぐに在留届(海外に3ヶ月以上の期間滞在する場合)に登録。「たびレジ」は登録取り消し。

4. 留学中の本学における学籍上の身分

セメスター型の場合、「留学」とする。その他の場合は、所属部局の定めによる。所属部局に確認すること。

5. 不測の事態等による派遣の中止・中断

COLABS への参加を辞退する場合、「VI.その他 1.合格の取り消し」に該当する場合、またはテロ・自然災害等不測の事態が発生し大学の判断で派遣を中止・中断する場合は、理由を問わず、派遣前・後に発生した一切の費用(キャンセル料や、中断の場合の帰国旅費を含む)は参加学生個人が負担することとし、大学には請求できません。

[本件担当]
教育・学生支援部留学生課
海外留学係
電話:(92)7820
Email:sab_query@grp.tohoku.ac.jp

申請検討にあたっての留意事項

	タイプ	セメスター型	集中型	ワークショップ型
①	留学先大学等の検討・決定方法の一般的な手順	<p>1. 東北大学の指導教員と相談し、修士・博士課程全体での研究計画を策定する</p> <p>2. その計画達成に資する、東北大学の指導教員と人的・学問的なつながりのある留学希望大学等の研究室の中から、東北大学の指導教員と相談し、留学希望大学等、留学希望大学等での希望指導教員、留学開始時期・期間を決定する。募集要項を熟読の上、これに適したCOLABSタイプを選択する</p> <p>3. 当該留学希望大学等研究室の希望指導教員と「④.1～6」について、東北大学の指導教員を交えて相談し、当該留学希望大学等での諸事項を確認する</p> <p>4. 当該留学希望大学等研究室の希望指導教員より、受け入れの許可を得る</p>		
②	留学期間	1学期相当（最短3か月）～1年以内		10日以上31日以内
③	留学希望大学等の種類	大学間協定校	部局間協定校	大学間協定校 部局間協定校
④	※ 留学希望大学等での必要確認事項	交換留学生※1	交換留学生以外※2	
	1.在籍身分	交換留学生※1	交換留学生以外※2	
	2.申請に必要な語学要件等	交換留学生に課されるのと同等の要件が課される	交換留学生に課されるのと同等の要件が課される	自身で確認する
	3.申請の方法・手続き	自身で確認の上、適宜留学生課のサポートを受け、自身で行う	自身で確認の上、適宜部局担当係のサポートを受け、自身で行う	自身で確認の上、手続きする
	4.授業料	かかる（費目、金額、支払方法は自身で確認する）※4	かかる（費目、金額、支払方法は自身で確認する）※4	自身で確認する（「かかる」場合、費目、金額、支払方法は自身で確認し、支払う）
	5.居住先の決定・手続き	自身で見つけた上、手続きする※5	自身で見つけた上、手続きする※5	自身で見つけた上、手続きする※5
⑤	6.図書館等共有施設の使用可否	自身で確認する	自身で確認する	自身で確認する
	学内申請期限	<p>いずれの型においても、募集要項（特に2頁「2.応募から出発までのスケジュール」、4頁「1.応募書類の提出」）を確認したうえで、以下を参照すること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各部局において設定される（留学開始月の5～6か月以上前に設定されることが多い） ・詳細は自身の所属部局の教務等担当係に確認すること 		

※：これらは東北大での学内申請、及び留学先大学への申請時に必要な最低限の事項の例示であり、これらのみを確認しさえすればよい、というものではない

※1：「大学間協定校」にセメスター型で留学を希望する場合、留学先大学等での在籍身分は「交換留学生」であることを基本とする。ただし、以下のような事由に該当する場合、「交換留学生」として申請することは出来ない

◇交換留学生として受け入れ可能な枠が使い切られている

◇留学先大学で設定した期日までに、学内選考を経た上で申請することが出来ない

◇留学先大学が課している語学要件等を、学内選考を経た上で申請する時までに満たすことが出来ない

◇留学先大学が、留学を希望する研究科への、東北大学生の交換留学生としての受け入れを行わない（当該研究科が、大学間交流協定に含まれない等の理由による）

◇留学先大学が、自身の所属する研究科（学部）の東北大学生を交換留学生として受け入れない（当該研究科が、大学間交流協定に含まれない等の理由による）

※2：「交換留学生以外」の在籍身分で留学する場合、「セメスター型・集中型・ワークショップ型」の別によらず、「どのような受け入れ身分が存在するのか」「自身はどの在籍身分での留学となるのか」も含め、「④.1～6」について、留学先大学等での指導教員に適宜相談した上、全て自身が確認・手続きを行う必要がある。留學生課、及び部局担当係は一切の関与を行わない

※3：「セメスター型・集中型・ワークショップ型」の別によらず、「大学間協定校でも、部局間協定校でもない大学等」に留学を希望する場合、募集要項に所定の必須の提出書類に加え、以下の補足書類を提出する必要がある

◇申立書、3者による覚書

※4：授業料が発生しないよう留学希望大学と交渉（留学希望者自身が東北大指導教員の助力のもとに行うもので、留學生課、各部局担当係は関与しない）する場合、「3者による覚書」の作成例を利用することも可能

※5：留学先大学の希望指導教員に相談し、居住先の照会を受ける、居住先の探し方を教わる等の助言を得ながら、自身で見つけて、手続きを行う